

取引の公正確保に係る法令諸規則の遵守に関する検査用マニュアル

本マニュアルは、取引の公正確保に係る法令諸規則の遵守状況を把握する際の検査官の着眼点についてとりまとめたものである。「取引の公正確保に係る法令諸規則」とは、証券取引法第194条の6第2項により証券取引等監視委員会に委任されている法令及びそれらに関連する自主規制機関の諸規則をいう。

本マニュアルは、証券会社及び外国証券会社に係る検査並びに登録金融機関の行う証券業務に関する検査において適用するものである。本マニュアルにおいては、特にことわりのない限り、証券会社、外国証券会社及び登録金融機関を総称して「証券会社」ということとする。また、引用法令条文等は、原則として証券取引法のみを記載することとし、外国証券業者に関する法律等による準用規定は省略することとする。

【本マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】

本マニュアルはあくまでも検査官が証券会社を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものである。各証券会社においては、自己責任原則の下、このマニュアル等を参考とし、創意・工夫を十分に活かし、それぞれの規模、特性及び業務内容に応じたマニュアルを自主的に作成し、証券会社の業務の健全性と適切性の確保に努めることが期待される。

本マニュアルの各項目は、検査官が証券会社の取引の公正確保に係る法令諸規則の遵守に関する検査を行う際の参考となるべき事項をあくまで例示として掲げたものであり、これらの事項は証券会社に何らの義務を課するものではない。検査においてマニュアルを利用するに当たっては、証券会社の規模、特性及び業務内容を踏まえ、検査官自身の創意・工夫を加味し活用すべきものであり、検査官が本マニュアルの項目を悉皆的に検証することを目的としたものではなく、各項目を機械的・画一的に検査すれば足りると言うものではない。また、本マニュアルが取引の公正確保に係る検査の内容の必ずしも全てを網羅したものではないことに留意する必要がある。法令諸規則の遵守に関する検査においては、法令違反行為等（法令又は諸規則に違反する行為をいう。以下同じ）を指摘することがその目的であり、本マニュアルの内容を確認すること自体が目的ではないことは言うまでもないことである。

本マニュアルの項目は、その各項目の該当性を判断するためのものではなく、あくまで法令違反行為等の端緒を見いだすためのものであることに留意する必要がある。すなわち、本マニュアルの項目に該当することと法令違反行為等であることは基本的に別個な問題であり、逆に、本マニュアルの項目に該当しないものでも法令違反行為等となることはある。

法令諸規則に違反するおそれがある行為が把握された場合は、証券取引法等の関係法令、自主規制機関の諸規則に照らして吟味する必要がある。また、法令違反行為等が把握された場合においては、「法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト」に基づき、法令等遵守態勢を点検し、法令違反行為等が生じた原因、背景等について精査する必要がある。

なお、証券会社においては、本マニュアルの項目を、社内の内部管理、内部監査等の際の参考として利用することは望ましいことと考えるが、本マニュアルはあくまで検査における法令違反行為等の把握のためのものであることに留意する必要がある。

項 目	検 査 の 実 施 項 目	検 査 に お け る 着 眼 点	備 考
証券取引 検査の実施 にあたって の留意点	1. 検査官の心構え	<p>検査官は、検査に際しては、検査事項の軽重及び検査日数等を勘案して、その順序、分担等を定め、相互に緊密に連絡して効率的にこれを遂行するように努めなければならない。</p> <p>検査官は、検査に際しては、常に品位と信用を保持するように努めなければならない。</p> <p>検査官は、検査業務の執行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>検査官は、検査に際しては、常に穏健、冷静な態度を保ち、相手方の説明及び答弁を慎重に聴取し、正確な実態を把握して事実を解明するように努めなければならない。</p> <p>検査官は、常に問題意識を持って検査を行うよう努めなければならない。</p>	<p>(注) 本項目は、本マニュアルにより検査を行う場合に限らず、検査を行う際に検査官が常に留意すべきものである。</p> <p>(注) 本項目は、本マニュアルにより検査を行う場合に限らず、検査を行う際に検査官が常に留意すべきものである。</p> <p>「検査報告書付属資料」の様式は、別添参照。 <(注) 添付略></p>
	2. 検査実施上の留意点	<p>主任検査官は、臨店検査に際して、検査着手時に検査を受ける証券会社の役員又は責任者に対し検査命令書を提示して、当該検査が法令の規定に基づく検査であることを確認させるものとする。</p> <p>検査官は、臨店検査の着手に際して、証券会社の役員又は責任者に対し、検査証票を提示して、検査を行う旨を告げた後、検査に着手する。</p> <p>検査官は、臨店検査に際して、証券会社の金庫、書架等を検査する場合には、役員又は責任者1名以上を立ち合わせなければならない。また、金庫、書架等に封印する必要があるときは、立会人の承諾を得て行わなければならない。</p> <p>検査官は、臨店検査に際して、役職員に対して行うヒアリングについて証券会社から社内の役職員の同席の要請があった場合は、不都合がない限りにおいて、これを認めるものとする。</p> <p>検査官は、臨店検査に際しては、証券会社の営業等に支障を生じないように留意しなければならない。</p> <p>臨店検査は、就業時間内にこれを行うものとする。ただし、立会人の承諾を得たときはこの限りではない。</p>	
	3. 検査資料の徴求	<p>証券会社の経営管理の状況及び業務運営等の状況を把握するため、「検査報告書付属資料」等検査遂行上必要と認められる資料について作成・提出を依頼する。なお、検査に際して必要があると認められる場合は、臨店しない本店等又は支店等から、当該検査に必要な報告又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>検査資料の徴求に当たって留意すべき事項は次のとおり。</p>	

項 目	検 査 の 実 施 項 目	検 査 に お け る 着 眼 点	備 考
		<p>既存資料の有効利用 証券会社の管理資料として類似の既存資料がある場合は、これを代替する等徴求資料は、必要最小限にとどめ、証券会社の負担軽減に努める。</p> <p>迅速かつ正確な資料の作成 資料作成の依頼に当たっては、作成依頼する趣旨の理解を得るとともに、効率的で正確かつ迅速な処理を行うよう指示する。また、検査遂行上の必要性を考慮し、作成資料の提出については優先順位を付す等弾力的な対応に留意する。</p> <p>検査を進める過程で随時作成依頼する資料についてもその依頼する資料の必要性を十分検討の上、必要最小限にとどめ、いたずらに証券会社の負担を増大させることのないよう留意する。</p> <p>資料の慎重な取扱い 検査に当たって徴求する資料の中には、証券会社の秘密事項及び顧客のプライバシー等にわたるものが多いことから、その取扱いは慎重にする。</p>	<p>(注) 本項目の留意すべき事項は、本マニュアルにより検査を行う場合に限らず、検査を行う際に検査官が常に留意すべきものである。</p>
<p>・ 営業の状況</p>	<p>1. 営業の基本的態度</p>	<p>(1) 目的 営業の状況の検査は、証券会社の営業内容について、その特質、動向を明らかにするとともに、証券会社の業務の公共性を認識して、法令諸規則を遵守し、証券市場の担い手にふさわしい営業を行っているかどうかを見極め、基本的な問題点とその発生原因を明確にすることに目標を置いて実態把握を行うものとする。</p> <p>(2) 基本的態度に係る着眼事項 前記の目的を達成するために、次の点を着眼点とする。</p> <p>イ 法令・諸規則は正しく遵守されているか。 ロ 営業体制、営業方針等からみて営業姿勢は適正か。 ハ 営業上の問題点及びその発生原因は何か。</p> <p>このため、以下の事項等について検討を行う。 営業の特徴、動向を示す計数を把握し、これによりどのような営業姿勢がとられていると考えられるか。 営業方針、営業推進方策（営業上の具体的指令、業績の考課等）は適正と考えられるか。営業内容の実態と隔絶したものとなっていないか。営業姿勢についての問題点の原因となっていないか。</p>	

項 目	検 査 の 実 施 項 目	検 査 に お け る 着 眼 点	備 考
		<p>証券事故、顧客紛争、約定取消等の発生状況はどうか。特定部店又は扱者に偏っていることはないか。</p> <p>投資勧誘資料、営業企画の資料、各種会議録等から、どのような営業推進がとられていると考えられるか。また、本店広告責任者等のチェックを経ずに営業員限りで投資情報に関する印刷物等の配付を行っていないか。</p> <p>定期的な研修等、営業員の社内教育は十分行われているか。</p> <p>顧客カード等の活用により、顧客属性に応じた勧誘を行う体制となっているか。</p> <p>親法人等又は子法人等との取引は適正なものとなっているか。その他親法人等又は子法人等との関係で不適切なものはないか。</p> <p>(3) 営業姿勢、投資勧誘姿勢</p> <p>イ 適切な勧誘を行っているか。</p> <p>安定運用指向の顧客に対し、十分な説明をせず、ハイリスク商品を勧誘する等のケースはないか。</p> <p>顧客の資金性格に合わない商品を勧誘していないか。例えば、老後資金で安定的な利息収入を希望する顧客に対し、短期のキャピタルゲイン狙い（ハイリスク）の取引を勧誘していないか。</p> <p>追加資金のない顧客に対し、次々と頻繁な勧誘をしているケースはないか。</p> <p>ロ 適切な商品説明等がなされているか。</p> <p>商品内容（基本的な性格、リスクの内容等）を十分理解させるように説明しているか。</p> <p>投資メリットのみを強調し、リスク等のデメリットの説明が不足していないか。</p> <p>勧誘に際し、誤解を生ぜしめるべき表示をしているものはないか。</p> <p>乗換えコストが無駄になるような勧誘をしていないか。</p> <p>推奨理由は客観的なものか、恣意的、主観的なものになっていないか。</p> <p>その他、経済合理性に欠ける取引の勧誘はないか。</p>	

項 目	検 査 の 実 施 項 目	検 査 に お け る 着 眼 点	備 考
		<p>ハ 法令諸規則に違反する勧誘となっていないか。 目論見書や先物取引等の説明書をルール通り交付しているか。 誤解を与える説明をしていないか。 投資勧誘資料の内容に不適切なものはないか。また、広告責任者は適切な審査を行っているか。 セールストーク等が虚偽表示となるようなものはないか。 その他、投資判断上の重要な事項の説明不足はないか。</p>	
	2. 株式の売買	<p>(1) 対顧客売買取引 イ 顧客取引の実情 不適正な取引実態の有無を把握するため、以下の項目等について顧客取引の実情の検討を行う。 営業店又は営業員により売買の集中している銘柄はないか。これについてどのような投資勧誘が行われているか。 本店又は営業店において推奨銘柄等の決定はどのように行われているか。その勧誘資料はどのようなものを作成しているか。 特定の銘柄の売買状況に特異な点はないか。回転売買となっていないか。作為的な価格形成がなされていないか。これらについてどのような投資勧誘が行われているか。 営業店又は営業員の売買高のうち売買が頻繁に行われている顧客の売買高はどの程度の割合になるか。特定顧客の売買に依存している傾向はないか。取引一任勘定取引、顧客取引に仮装した営業員自身の売買、無断売買等はないか。 証券事故や顧客紛争等の内容からみて、顧客に対する投資勧誘態度に欠陥はないか。例えば、紛争がある場合には、投資勧誘の際に有価証券の内容を十分説明しうる資料が整備されていたか、あるいは、複数の銘柄を提示して選択の余地を与えうる資料が作成されていたか、投資勧誘態度の欠陥を是正する措置がとられているか。 約定訂正処理は、適正に行われているか。 価格形成上において、問題となる取引はないか。 顧客の取引と営業員自身の売買の関係に問題はないか。 入出庫あるいは入出金等受渡しに不自然なものはないか。</p>	<p>・事後承諾売買は、無断売買に含まれる。</p>

項 目	検 査 の 実 施 項 目	検 査 に お け る 着 眼 点	備 考
		<p>□ 一律集中的販売 市場シェア等が異常に高く、特定の部店又はブロックあるいは全店的に買付けが集中している銘柄を抽出し、特定銘柄について公正な価格形成を損なうおそれのあるような多数顧客に対する一斉かつ過度な勧誘行為の実態がないか以下の項目等について検討を行う。</p> <p>推奨理由に問題はないか。 自己勘定や特定顧客等の保有株式の売りさばきのための集中的買付けとなっていないか。 顧客の資金性格や取引経過から不自然なものはないか。 受注時刻及び受注条件がほぼ同一になっているものはないか。 受注時刻と約定時刻が逆転して見込み買付けとなっているものはないか。 買付けを受注した後、顧客が保有している他の銘柄の売却勧誘を行っていないか。 買付代金が立替え又は保証金預託不足となっていないか。また、その改善状況はどうか。 買付け後、短期間に損失となる反対売買を行って、更に他の銘柄に乗り換えていないか。 買付けのための売付け銘柄又は買付け銘柄の反対売却後の乗り換え銘柄が同一の一斉乗換えではないか。 買付け銘柄について約定訂正、約定否認等がないか。 価格形成上において、問題となる取引はないか。</p> <p>八 法令違反行為等や過当な売買取引等 社内管理資料や大口顧客調等の提出資料を参考にし、顧客の資力に比較して過当な数量や頻度の高い売買、資金性格及び顧客の属性等を勘案して特異な取引顧客を選定し、以下の項目等について検討を行う。</p> <p>顧客の資力又は資金性格等を無視した過当勧誘を行っていないか。 顧客の就業形態等からして不自然な受注執行となっているものはないか。 回転売買により売買損（評価損）が発生している場合、顧客が取引結果について了承しているか。また、証券事故、顧客との紛争になっているものはないか。 立替金や信用取引保証金の預託不足、維持率不足が目立っていないか。</p>	

項 目	検 査 の 実 施 項 目	検 査 に お け る 着 眼 点	備 考
		<p>同一扱者が、複数顧客から同一時刻に受注していないか。受注時刻に対し約定成立が不自然ではないか。</p> <p>同一扱者の複数顧客の取引において銘柄等が同調的になっているものはないか。</p> <p>(2) 自己売買 顧客の取引との関連も踏まえ、不適正な自己売買の有無を把握するため、以下の項目等について検討を行う。</p> <p>法令諸規則に準拠して行われているか。</p> <p>顧客の委託取引との関係で顧客の利益を害する自己売買を行っているものはないか。</p> <p>自己の見込み買付け後のハナ替えはないか。</p> <p>不適正な自己勘定への付替えはないか。</p> <p>利益が確定しているような取引を特定の委託取引に付替えているものはないか。</p> <p>事務ミスとして自己に付け替えたものの中で問題となるものはないか。</p> <p>未公開の法人関係情報等を利用した不適正な取引を行っていないか。</p> <p>自己の売買手口を隠ぺいするため、関係会社や系列・友好関係にある証券会社等を利用して不適正な取引を行っていないか。</p> <p>立会外取引、取引所外取引等において、不適正な価格での取引を行っていないか。</p> <p>ファイナンス銘柄等特定銘柄について不適正な株価形成に関与していないか。</p> <p>安定操作期間中において問題となる取引はないか。</p>	

項 目	検 査 の 実 施 項 目	検 査 に お け る 着 眼 点	備 考
	3．債券の売買	<p>不適正な取引実態の有無を把握するため、以下の項目等について顧客取引の実情の検討を行う。</p> <p>同一商品性格の債券間の乗換えはないか。乗換えに合理性があるか。また、償還直前の損切り、頻繁な損切り又は薄利の乗換えとなっていないか。</p> <p>社内の売買管理規制（短期売買等）を意図的に回避するための取引実態はないか。</p> <p>取引価格に異常なものはないか。</p> <p>自己と顧客との間で損益の貸借になっている取引はないか。</p> <p>転換社債や先物取引等の市場内取引において、</p> <p>a．一律集中的取引で不適正なものはないか。</p> <p>b．見込買付によるハナ替えはないか。</p> <p>c．過誤訂正処理は、適正に行われているか。</p> <p>d．価格形成上において、問題となる取引はないか。</p> <p>e．自己勘定と委託取引の間で利益提供となるような不適正な付替えはないか。</p> <p>特別な利益の提供となるような商品スキームでの取引はないか。</p> <p>その他、法令違反行為等や過当な売買取引等については、「2)株式の売買」にも準じて検討する。</p>	
	4．投資信託の売買	<p>不適正な取引実態の有無を把握するため、以下の項目等について顧客取引の実情の検討を行う。</p> <p>募集締切日直前に、他商品の乗換等により、募集が急増していないか。</p> <p>他商品への乗換状況はどうか。同一商品性格の投信間の乗換えはないか。また、頻繁な損切り又は薄利の乗換えとなっていないか。</p> <p>社内の売買管理規制（短期売買等）を意図的に回避するための取引実態はないか。</p> <p>スイッチング可能な商品について不適切な取引はないか。</p> <p>償還乗換の際の手数料の優遇措置について、顧客に適切に説明しているか。また、不必要な手数料を負担させているものはないか。</p> <p>受益証券の入在庫状況からみて不自然なものはないか。</p> <p>特別な利益の提供となるような商品スキームでの取引はないか。</p> <p>その他、法令違反行為等や過当な売買取引等については、「2)株式の売買」にも準じて検討する。</p>	

項 目	検 査 の 実 施 項 目	検 査 に お け る 着 眼 点	備 考
	5．先物取引、有価証券店頭デリバティブ取引等その他の取引	不適正な取引実態の有無を把握するため、状況に応じ上記の「2)株式の売買」、「3)債券の売買」及び「4)投資信託の売買」に準じて検討する。	
	6．引受・募集業務	<p>不適正な取引実態の有無を把握するため、以下の項目等について検討を行う。</p> <p>ファイナンスに際して関係者による不適正な価格形成への関与はないか。</p> <p>不適正な価格で取引の取消しに応じているものはないか。</p> <p>販売に際し、立替金が発生しているものはないか。</p> <p>見込客への販売で後日顧客を替えているもの（ハナ替え）はないか。</p> <p>引受数量を消化するために無理な販売により問題となる営業姿勢となっているものはないか。</p> <p>値上がりの蓋然性が高い新規公開株等を利用した利益提供とみられる取引はないか。</p> <p>新規公開株等の配分は、社内規則等に則り公平に行われているか。</p> <p>引受部、法人部の職員が業務に関連して得た未公開の法人関係情報を他に漏らしたり、不当に利用していないか。</p>	